

22/11/11 国連自由権規約委員会に関する記者会見

米田：ではお時間になりましたので始めてまいりたいと思います。

本日は皆様お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

NCF0Jの米田と申します。

本日司会を務めさせていただきます。

まずお手元の資料をご確認ください。

8点あるかと思うんですけども、本日のプログラムそれからNCF0Jとして発表した声明、国連自由権規約委員会から日本政府に対して出された勧告を和訳したのもので、それから報告書が4点ございます。2020年9月にNCF0Jが国連自由権規約委員会に提出した報告書2点と、2022年今年の9月に追加報告書として提出したものが1点。

それからNCF0Jの有志のメンバー14団体で、別にまたこの6月に提出した報告書が1件、その4つになります。

NCF0Jは2020年に結成された25団体からなる団体です。

正式名称は「表現の自由と開かれた情報のためのNGO連合」と申します。

日本の国連自由権規約委員会による審査は第7回目を迎えました。

元々は2020年10月に行われる予定だった審査ですが、コロナの影響によって2年間延期され、今年の10月に審査が行われました。

私達は元々の審査のためにですね、表現の自由、共謀罪、特定秘密保護法等について報告書をまとめてそれを2部あつの国連に提出しております。ですがコロナによって延期されたことを受けましてこの2年間の間にまたいろんな事例が事件が起こっておりますので、最新の表現の自由の状況というものをまたまとめまして、今年の9月に審査の前に国連にむけて発信しております。

本日はですね、日本の審査を経て、11月3日に国連からあの勧告が出されたわけですけども、私達としては非常に画期的な内容だったと思っておりまして、その内容を広く皆様にお伝えしたいという趣旨でこの会見を開いております。

登壇者をご紹介したいと思います。本日の登壇者5名となります。

リアルで3名、オンラインで2名、リアルまたはオンラインでジュネーブの審査に参加したNCF0Jのメンバーの方々です。

海渡雄一弁護士、それから藤田早苗さんエセックス大学から見えてます、小川隆太郎弁護士。オンラインからはですね2名、海渡双葉弁護士と山本祐一弁護士、山本弁護士はイギリスからのご参加となります。

ではお願いいたします。

海渡雄一：それでは最初にあつの海渡の方から今回の声明の中で、今までの規約委員会の審査の中で触れられてなかったような新しい問題としてどんなことが指摘されたのかということのアウトラインを述べてみたいと思います。

声明の1ページ目のこの人権研修の相手方としてですね、今まで裁判官、検察官、弁護士、法執行官ってなっていたんですが、ここに初めてセキュリティフォーシズって言葉が入った、これ非常に僕は画期的だと思っています。

これは公安警察や内調のことを言ってるんだと思うんですが、こういうところがいろんな活動始めてるということ、これ今までなかったことだと思います。

秘密保護法については前回の勧告をほぼ繰り返したという感じなんですが、共謀罪は今回全く新しい勧告対象となりました。問題点の指摘も後である詳しい報告があると思いますが、テロリズムや組織的犯罪と無関係な犯罪まで対象となっている。これによって様々な基本的人権が不当に制限される懸念があると、そして共謀罪法改正するというのと、この規約上の権利を不当に制限しないことを確保するために適切な保護保障、措置防護措置を採用すべきだと言っています。

表現の中についてもですね前回の勧告でもかなり取り上げられていましたが、今回は前回にも比べてですね、あのデビッドケイさんの調査があったということもあると思うんですけども非常に大きなこといろんなことが取り上げられました。メディアにおける意見の多様性と、メディアに対する国家の不当な干渉をやめさせる、それから放送免許付与、放送局の独立性を確保するといったこと、ジャーナリストとメディア関係者をそのあらゆる形態の脅迫から効果的に保護するこういったことが勧告されています。

それから日の丸君が代の点もですねこの間ずっと長年取り組んでこられたあの人権団体の方々前回は非常にリストオブイシューまで入ったんだけど勧告から落ちてしまったという悲しいことがあったんですが、今回これ見事に勧告が出されたということです。

それから7番の平和的集会を持つ権利、この点はですねこんなに注目されたのは今回が初めてかと思います。取り分けですね国会に対する抗議や沖縄における抗議。過剰な力の行使や抗議者の録画を含む、またジャーナリストの逮捕、法執行機関による抗議やデモに対する正当化できない不均衡な制限がなされてるとということが指摘され、我々もあんまりよく勉強してなくてこれから勉強するんですが、法執行官による力および火器の使用に関する基本原則や、法執行における定置姿勢武器に関する国連人権ガイダンスこういうものに基づいて、ちゃんと武力行使に当たる法執行官を研修させなさいということが言われています。

それから8番のプライバシーの権利、ここがとりわけ重要だと思うんですけども、様々なですね政府の活動によってデータが集まってきているわけですけどもこれについてですね、こういう勧告がされています。

17 読んでいますが、締約国はデータ保有およびアクセス監視および傍受活動を統制する規制を本規約 17 条に適合させ、合法性、比例性、必要性の原則の厳格な遵守を確保すべきだ。

プライバシー権に対するいかなる干渉も、裁判所からの事前承認を必要とし、効果的かつ独立した監視メカニズムの対象となること、あと本人に通知されることとか、権力乱用の場合には、救済措置、そういったことが言われていてですね、かなり包括的なプライバシー保護のための法制度を作れということが言われていると思います。

これは2017年の共謀罪法が審議されたとカナタチ氏が安倍首相に対する書簡の中で言われたことに繋がるわけですけども非常に具体的に指摘がされました。

これはですねこのデジタル法案であるとか土地規制法に触れた発言が委員会ではずいぶんなされていて、デジタル法はちょっと一言だけ触れてられてる箇所があるんですけどもこれらの法案についての危惧というものを含んだ主張ではないかなというふうに思います。

いずれにしてもこの監視社会問題、様々な治安的な立法に対する懸念ということはこの委員会が共有してくれた。

そしてかなり具体的な勧告をしてくれたということで、これらの勧告を実現していくということが今日も国会議員の先生方も来てくださっていますけれども、市民社会とその国家にとって重要な課題になったのではないかと思います。

簡単ですが私からは以上とさせていただきます。

米田：はい、海渡さんどうもありがとうございました。

海渡さんの方からの全体のまとめをお話いただいたわけですが、表現の自由により踏み込んだ発言を藤田さんの方からお願いしたいと思います。

藤田早苗：ありがとうございます。

エセックス大学の藤田と申します。昨晚、日本に到着いたしました。

この機会には本当にありがとうございます。私はですねこちらにいられる海渡弁護士、小川弁護士と一緒にジュネーブで参加してきました。今回の勧告でまず新しいものもあれば何度も繰り返されてるものもありますけれども、まず最初にですね、あの公共の福祉という名のもとにですね、表現の自由とか、あと思想信条の自由が制限されてるということはもう今までも繰り返されてきたんですけども、自由権規約もですねすごく限定して、こういう表現の自由には制限を加えることは許しているんですけども、それに比べると日本がしょっちゅう使ってる公共の福祉という定義が非常に曖昧で、そして無限定であるということからすごく乱用されてるのではないかとということを委員からも指摘があり、そのことがまた繰り返しここで勧告されています。

もっと明確に定義しなさいと、そしてその条約に合致したようにしてくださいということをまた今回も繰り返されています。

そして次にですね、今回新たに加わった初めて加わったものがメディアの独立についてです。

これは皆さんもご記憶にあると思いますけども、2016年にデビッドケイさんが表現の自由の特別報告者の方が、調査され翌年にすごく包括的な勧告が出ました。

そして非常に大きな部分をですねメディアの独立について割いて勧告して下さっていたんですけども、それを受けて自由権規約委員会でも同じようにこのメディアの独立性を妨げているものとして、現行の放送法そして電波法についての問題が指摘されています。

電波停止権限を与えている、そしてそれが政府に与えられてるっていうことは非常に世界的に見てもですね、そういうことやってる民主国家はないわけですよ。独立性を持ったもの例えば私のいるイギリスではオフコムと言ってですね、本当に独立性を持った専門家機関があるわけです。

そこが公平性の原則とかを判断して電波停止をする権限を持っているというわけですよ。

日本ではこれまで使われてませんけど、いつか使われるかもしれないという萎縮効果があるということ委員の方も指摘されてたと思うんですが、そしてですね中にはですね委員の中で、2016年の

高市早苗総務大臣の電波停止権宣言というのがありましたよね。あれを引用してまで、高市そうそう、ミス早苗高市と言いましたよ本当に。

でその発言を引用してまで総務相に権限があることをすごく懸念しているっていう感じでした。でするのでここはこれからも皆さんのご関心でもあると思うんで、注目していただいて実際にこれを改善していかなければならないのではないかと思います。

メディアに関してはですね、ちょっとまだいろいろ書かれていますけど、ちょっとあの時間があるんで、後でまたあの質問があればそこで。あとですねちょっと総論的なところで国内人権機関の設立を個人通報制度の批准というのがまた繰り返されています。

これも毎回言われてることなんですけれども、個人通報制度というのは、国内の救済システム、最高裁までいって負けて不服が残るときに条約機関に持ってって救済を求めるというこういう制度があります。これが使えるようにするにはですね条約に批准するだけではなくて、それとは別に選択議定書というものをまたさらに批准しなければならないんですけど、日本はそれを全然していないわけですよね、世界ではですねもう 116 の国がこの制度を受け入れています、国連に関してそれだけじゃなくて。あの地域にもいろんな人権機関がありますから、ヨーロッパ人権裁判所とかそこも同じような制度を持ってるので、そういうのを全部入れるとこの制度を使えない先進国は世界で日本だけなんですね。

そういう状況をずっと続けているわけです。

ですから早くしなさいということも自由権規約委員会だけじゃなくても様々な条約機関から散々言われてるんですけど、それが進んでいないということにまた指摘があります。

またですね今回はあの国内人権機関というものを、いつもこれはパリ原則というものがあって、いくつかカテゴリーがあるんですけど条約条件があるんですけどそれに見合ったものを作ってくださいと。

裁判じゃなくて、それより手前でいろんなところでもいろんな人が人権の救済を求められるような組織機関を作れということも散々言われています。これもほとんど国、たくさんの国がそれを作ってるんですね、インドとかでも作ってるし、韓国でも作ってるわけです。そういうところが日本にはないわけですよね。

それをちゃんとしてくださいと、今回の勧告ではですね、政府では審議してるっていうんだけど、提供された情報が曖昧で一般的でパリ原則に沿ったあの機関が説明付けた明確な進歩がないことに遺憾の意を表明するとまで言われています。

ですので、いつまでも何か議論してるっていうんじゃなくて早くちゃんとね、進歩してくださいということですね。

最後に強調したのはですね。

条約を批准するっていうことは自発的に条約の規定に従うということも約束することです、ですから政府っていうのも、報告書を提出するだけじゃなくてその審査を受けてそして総括所見実施することを本当に責任を持ってですね、行っていかなければならないわけです。でないと批准した意味がない。そのためにもですねこの個人通報制度の批准と国内人権機関の設立というのは本当にコアになるものなので、それを議員の方もそしてメディアのことぜひね、たくさんの方にこの存在とこの勧告が出てるということを知らせていただきたいなと思います。

私の方から以上です。

米田：藤田さんどうもありがとうございました。続いて共謀罪と特定秘密保護法について2名、お話いただきます。

まず小川さんよろしく願いいたします

小川隆太郎：はい、弁護士の小川です。

私もジュネーブに行ってまいりまして今回の勧告を受けてですね、ちょっと思ったこと等を述べさせていただければと思いますが、11月3日にこの勧告でまして、報道もされていますけれども報道ではやはりですね、国内人権機関のこととあと外国人の収容について主に報道されている。確かにそれがフォローアップになっているので、間違いではないんですけども、今日触れるようなですね、こうしたこの一連の表現の中ですとかプライバシーの件に対する懸念というの、とても大きなテーマとして今回の勧告含まれているので、ぜひそういう面からもですねメディアの方に取り上げていただきたいということで今日会見を開かせていただきました。

この間振り返ると前回の勧告事項ですね、特定秘密保護法あり共謀罪があり、デジタル関連六法があり、土地規制法があったということで監視社会化、あるいは権威主義化というのが進んできたということだと思んですが、まさにそれを反映したような勧告になっているので、そこにぜひ着目していただきたい。きっとそれも、自由権規約委員会としてはその点に懸念を示してくれているということが全体から読み取れると思うんですね。

私が今日担当してるのは共謀罪なんですけども、共謀罪はパラグラフの16というところで言及されてまして、これ確かに前回の第6回のときはなかった項目で新たな項目です。

カナタチさんがこの間プライバシーの権利特別報告者が来ていてそこでもやはり懸念を示されていたので、国際スタンダードから見るとですね大きく問題がある。特にこのとてもその277もですね犯罪類型を挙げることで、本来テロリズムとかの組織犯罪と関係がない行為までその対象にされていることによる萎縮効果ですね。この16項ではその表現の自由平和的集会の権利、結社の自由への不当な制限を懸念されていて、これはまず萎縮効果が生じてしまうからということだと思います。一方でその自由と安全対策およびその身体拘束の自由とか、あるいは公正な裁判を受ける権利も触れられていてこれは実際共謀罪を使って刑事事件になった場合のことについて述べられてるんだと思うんですけども、いずれの点からも懸念されるということで勧告が出ています。勧告の内容はもう改正しろということで、さっき言った277もありますが、その中でテロリズムや組織犯罪とか無関係な行為まで類型化されている犯罪化されているということでそれを排除しなさいというのが一つ。もう一つはこうした広範な規制でですね、そういった萎縮が生じないように適切な補償措置を防護措置をとりなさいセーフガードを取りなさいということなんです。

これはプライバシーこの後説明していただくんですけど、パラグラフ34のですね、プライバシーの権利もこの共謀罪ってのは当然係わってきているわけでそこでも同じやっぱセーフガードを設けなさいってことを言われています。

勧告は非常に短いのでこれだけだとどういう保護措置を設けることなのかというのが、一見すぐわからないんですけども、実はですねヨーロッパとかではこの監視社会化の問題、特にデジタル化

におけるプライバシーの問題というのは大きく問題としてこれ最新のその国際人権というあの研究誌ですけども、ここで紹介されてるそのヨーロッパ人権条約のヨーロッパ人権裁判所の平成 21 年 5 月 25 日の判決があって、そこではですね監視社会ですねこれまた大量監視の問題、大量傍受の問題なんですけども、その関連でどのようなその保護措置が取られるべきかということが仔細にですね 8 項目ぐらい挙げられていて、国際的なそういう議論がどんどん進んでいるというふうには保護措置を作ったらいいかというのが進んでいますので、そういったところは我が国も学んでですね、この勧告を活かして、そういった権力の乱用ないようにしていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。以上です。

米田：はい小川さんどうもありがとうございました。

これからオンラインの発言の方に移っていきたくと思いますが、本日ですねの 3 名国会議員の方にもご臨席いただいております。福島みずほ議員、水岡俊一議員、近藤昭一議員の 3 名がありがとうございます。

オンラインのメンバーからの発言の後にそれぞれ一言ずついただければなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

では海渡双葉さん、どうぞよろしく申し上げます。

海渡双葉：弁護士の海渡双葉です。

私からは秘密保護法についてご報告させていただきます。

私は秘密保護法対策弁護団の事務局を務めさせていただいております。先ほど冒頭でもお話ありましたけど、秘密保護法は 2014 年勧告でも取り上げられておまして、そういう意味ではその内容を引き続きある意味問題が改善してないじゃないかということの指摘という形となっております。

今回の声明の第 3 項のところにもあるように、大きくはですね 3 点なってます、きちっと厳格な要件に適合するようになってるか、つまりカテゴリをちゃんと狭く特定秘密をできているのかという問題と、合法性、比例性、必要性の原則という点が 2 点です。あと 3 点目が公正な公共の利益の情報を流すことについて個人が処罰されないことをちゃんと保障すべきだ、これも 3 点になっています。

一応ですね日本政府は、今回の審査においてですね、これらの点について効果解決したんだみたいな報告書を事前に出していたんですけども、それに対して NCF0J としてまとめた NGO 側からのレポートとして、それらにちょっと反論した結果やはりこれは改善してないというふうに自由権人権規約委員会が考えてこの内容の勧告となったというと思います。

今回やはりそのカテゴリがちゃんと特定秘密が、あの厳格にきちっと狭くなってるんですかっていうところについて、日本政府はあの 4 分野 23 項目みたいな形でちゃんと絞ってるんだみたいなことを言うんですけども、

我々の方はですね実際にどういうことが別表に書かれてるんですかと、この項目についてですね、それを挙げてみると結局ほぼ網羅するような形になってしまっていて全然絞れていないということ。

あと合法性正比例性必要性の原則という点に関しても結局は、当時ですね、衆議院の情報監視審査会委員が出した年次報告でもですね、実際には各行政機関がそれぞれ勝手に判断していて統一的になされているのか、ちゃんと精査しなさいといったことを、意見を出してもらいましてですね、全然そういった政府としての統一的なことがなされていないといったことを言って内容を言っております。

あの、その後ですね一応私からちょっと申し上げたいのは、実は私はこの一番最初の制定のところにある安倍元首相の銃撃事件に関して、自民党とカルト的宗教団体の旧統一教会との関係性に関して、実は NCF0J 全体ではないんですけどもそのうちの有志団体によって緊急レポートを出したんですが、その報告もさせていただきました。

この中でこれ自体は実は勧告には取り上げられてはいませんが、かなり自由権規約委員会の中です、自民党のそういった政策決定における何かそういった人権問題に関して問題があるのではないかとといったようなニュアンスが感じられるやりとりもありましたので、やはりこういったことも伝えていくことが重要ななと思いました。

私からは以上です。

米田：はい、どうもありがとうございました。では山本さん、プライバシーの権利についてご発言いただければと思いますよろしくお願いします。

山本悠一：聞こえますでしょうか。現在エセックス大学ロースクールの国際人権法修士課程に留学をしている弁護士の山本悠一と申します。

本日はイギリスからオンラインにて参加させていただきますことをご了承ください。

今回 NCF0J を代表して、第 7 回日本政府審査のブリーフィングに参加し、そこで主に土地規制法の問題点について報告をいたしました。

私の報告は当初のスケジュールでは、10月10日の公式ブリーフィングで行う予定だったのですが、時間の関係で10月13日に延期されたため、留学先のイギリスに戻ってそこからオンラインで接続して報告を行いました。

本日は総括所見で勧告を受けたプライバシーの権利について、主に土地規制法とデジタル関連六法について説明させていただきます。

まず土地規制法なのですが、この法律は野党が反対する中で、2021年の6月に法案が成立しましたが、これは特定秘密保護法や共謀罪成立といった、表現の自由に対する萎縮を招く法案成立の文脈に位置づけられると考えております。

この法律の概要ですが、この法律は外国からの安全保障上の脅威に対応するという名目のもとで、例えば軍事基地であったり、原子力発電所などの施設周辺の土地の所有者や住民、それからそれらの関係者の方々を国家機関が監視することができるという法律です。

国はですねこれらの施設周辺を注視区域であったり、特別注視区域といった形で指定することができます、これらの指定を通じて土地所有者や住民関係者の方々による土地の機能を阻害する行為について停止命令をすることができます。そして何より大事だと考えているのがその命令に違反した場合には罰則まで重ねるといった非常に強い法律です。

しかしながら土地規制法というのは国会審議でその必要性が明確にされることなく成立しております。重要なそれら土地機能を阻害する行為などの重要な概念は、全て政令や閣議決定で定められることになっています。

そのために基地建設例えば基地建設に対する反対運動であったり、表現の自由に関わる市民の言動であったりが抑圧されて表現の自由に対する萎縮を招くというところが強く懸念されます。

他方で2021年5月に成立したデジタル関連六法なのですがこれについても法案提出段階から、個人のプライバシーや個人情報の保護を後退させるという点であったり、より一層の監視社会を招く危険があり、同じく表現の自由の萎縮に繋がるという懸念がありましたが、こちらについても、結局十分な審議を経ずに可決されることになりました。

このように土地規制法やデジタル関連六法は特定秘密保護法や共謀罪と同様に国家機関による監視権限が極めて広範囲であって、監視や傍受活動、個人情報へのアクセスといった方法によって、プライバシーの権利に対して恣意的な干渉が許されるものであり、極めて重大な問題を有しています。実際に10月13日から14日にかけて行われた今回の日本政府の審査において一部の委員から、土地規制法についての質問がなされましたが、この点について日本政府は一切質問に対して具体的な回答を行わず、またですね日本政府が委員会に提出した事前の報告書も、それから審査後に提出がされた追加の報告書のいずれにおいても土地規制法については一切触れられていませんでした。

そのため今回の総括所見では確かに土地規制法というような言葉、そういう言葉は明示的には触れられていないような状況になっています。

しかしながら今回の総括所見では、先ほど海渡弁護士からも説明がありました通り、プライバシーの権利全般に関して具体的な勧告がなされました。すなわち自由権規約委員会はですね、デジタル関連六法には具体的に言及しておりまして、監視の権限が広範囲に及んでいることであったり、プライバシーの権利に対する恣意的な干渉に対して十分な保護措置がないことであったり、独立した司法監督が欠如していることなどについて懸念を有していると述べられています。

また自由権規約委員会は監視傍受活動に関する規則を自由権規約、人権規約に適合させることやプライバシーの権利に対するいかなる干渉も、裁判所の事前承認を必要とすること。効果的かつ独立した監視機構の対象とすること。プライバシーの権利に影響を受けるものはそれら監視傍受活動についてきちんと通知を受けてですね、有効な救済措置へのアクセスが保障されるべきことなどが極めて具体的に網羅的に勧告で取り上げられることになっています。

以上の通り、今回の総括所見では土地規制法に関しては明示的に言及されておりませんが、今私が述べましたプライバシーの権利に関する勧告の中で、土地規制法の問題点に対する懸念や指摘もその中に含まれているものと認識しております。

私達および国民の方々と国民と一緒に引き続きデジタル関連六法や土地規制法等の表現の自由に対する萎縮を招く法律の廃止や、その法律の運用の監視をしていく必要があると考えております。以上です。

ありがとうございました。

米田：はい、山本さんどうもありがとうございました。

発言は NCF0J としての発言は以上となります。2 点追加でちょっと会場からの発言に移る前にですね 2 点ちょっとあの追加でお伝えしたいことがございます。

本日の記者会見の様子ですけれども、Zoom にて記者の方にもご参加いただいております。

またですね YouTube で一般の方にも見ていただけるような形にしておりまして現在同時配信されているところであります。

またですねこの後に私達の会見の後に NCF0J のメンバーも参加している「恣意的拘禁ネットワークの自由権規約委員会の勧告」に関するあの記者会見もあります。

同じ会場でもた同じ Zoom YouTube のリンクを使つてのあの会見になりますので、もしもお時間が許すようでしたら引き続きご参加いただければと思います。

では会場の国会議員の方の発言に移りたいと思います。

まず福島みずほ議員よろしくお願ひいたします。

福島みずほ：すいません。貴重な時間ですのでジュネーブに行かれた皆さんに心から敬意を表しますし、またこの勧告を出すために努力をされた全ての皆さんに心から感謝をいたします。

極めてあの詳細かつ包括的なので一つ一つの条文を実現するために、あの国会の中でつまりこの勧告は市民社会、政府、国会に投げられているわけですから、国会の中で超党派で一つ一つ実現するべく頑張っていきたいということを申し上げます。2 日間にわたるオンラインをあの日本で見ておりました。40 の未回答の部分に関して時間切れで回答できなかった部分について、48 時間以内に文書を提出せよと委員会に言われて、その出した文章をなかなか外務省が出してくれなかったんですがあの文書が出ました。

今日 10 時にもらったんですすいません。これどういうものを追加に回答の部分、どうも何か土地規制法はないようなんですが、未回答の部分に関して政府が文書で回答したかっていうことがわかりますので、また検討したみんなで力を合わせてやっていきたいと思います。

社民党参議院議員福島瑞穂です。

行かれた皆さんそして市民社会の皆さん本当にありがとうございます。

メディアもぜひぜひ大きく報道してください。私達も国会の中で頑張ります。

ありがとうございます。

米田：すいません。

福島議員どうもありがとうございました。

では立憲民主党の水岡参議院議員よろしくお願ひいたします。

水岡俊一：はい、こんにちは。

立憲民主党参議院議員の水岡俊一でございます。

まず NCF0J の皆さん、またその活動支援をされている様々な皆さんに本当に敬意を表しながら感謝を申し上げたいなとこんなふうに思っております。私も海渡弁護士からこの重要性を何度もご指摘をいただいて立憲民主党の仲間にも、ぜひここに関心を持ち、一緒にジュネーブに行きませんか、こういうお誘いを受けておりましたのに。

そういった中で、大変今年はですね日本審査のその時間に行けなかったことを大変残念に思っておりますし、またその日本審査の中で極めて重要な勧告がなされているということを、今様々な方々からご紹介いただいたこと大変重く受け止めていて私達のすべきことをもっともっと展開をしていきたいというふうに今思っております。

細かいことについて述べる時間はありませんが、私がかねがね前回海渡弁護士にご紹介をいただいて一緒にジュネーブに参りましたときに感じたことを今国会内で声を大にして申しております。それは何かというと、日本の政府、そして日本の国会においては、国連の様々な人権機関からの勧告であり様々な指摘に対して極めてその無関心を装っているということが僕は言えると思うんですね。例えば今年などはですね、国連の人権理事会からの勧告もあり、ヒメネス＝ダマリーさんという特別報告者を日本に招くということがやっと実現をしたんですが、これも3年も4年もかかっているという状況の中で再三にわたって外務省と交渉しましたが、本当にですね、やらないとは言っていないと来ていただくんだとは言うんですが、実際にですね前に進まないそして時間切れを狙うかのようなそういったことが起きていたことを捉えてみてもですね、日本の政府が極めて無関心を装っていて、そしてそれは、その先にあるのは、国際的な様々な機関とこの日本における国会政治の舞台との間に大きな溝を作るといいますか、遮断をしようとしてるよかのように私には思えてならないことが非常に大きな問題だと思うので、そういったことを仲間と一緒にですね、まだまだ声が小さいんですけども、大きな声になるようにこれからも頑張っていきたいなと思うし、またあの今日もたくさんの資料をいただいておりますので、そういったことを皆さん方にご指導いただきながら頑張っていきたいなとこんなふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

米田：水岡議員どうもありがとうございました。続きまして立憲民主党の近藤昭一衆議院議員ご発言お願いいたします。

近藤昭一：どうも、あのご紹介いただきました立憲民主党の衆議院議員の近藤昭一でございます。国連自由権規約委員会勧告に関するこの問題に関してですね、ずっと活動していただいておりますそして今日記者会見をこうして開いていただいているあの関連の皆さんにまず感謝申し上げたいと思います。

藤田さんにもあの特定秘密保護法の時にも大変いろいろとお世話になりまして、当時私も総務委員会に所属しております、問題に関連しても、質問に立ったことあったわけですが、この間、非常にあの特定秘密保護、今日もこの勧告の中に含まれております。共謀罪にもそうでありますし安保関連もそうでありますが、本当にどンドンどンドンと自由が奪われていくといいましょか、権利がないがしろにされていく。

そして残念ながらですね、必ずしもそこに対して大きなもちろん注目が集まっているわけですが、大きなうねりになっていないというか、だからこそそういう中で本当に頑張らなければなりませんし、今日こうして活動していらっしゃる皆さんがそうした提言をさせていただけることに感謝申し上げたいと思います。

国会の状況はですね、いろいろとなんてでしょうか厳しい状況もありますが、一方でここへ来て旧統一教会と本当に長年にわたりと申しませうか、こんなことが起こっていたのかとこういふようなことがある種明らかになっているところでもあります。

本当に頑張りどきだとか頑張らねばならないととこのうに思っています。

そういう意味で、また皆さんの活動としっかりと連携をしてみたいとこのうに思っています。

本当に今日はありがとうございます。

米田：はいどうもありがとうございました。

これからの記者の方のご質問を受ける前にですね、NCF0Jのメンバーであるメディア総研から、あのメディアの立場ということで岩崎さんに一言いただきたいとこのうです。

岩崎：共同レポートの提出賛同団体一つありますメディア総合研究所で事務局長をしております岩崎と申します。すいません、限られた時間の中、発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

メディアの報道にあたってですね、報道ってこのものは自分なりの座標軸とか評価軸ってこのものを持って、いろいろな事実について伝えまた論評するってこの行為だと思このうですけれども、やっぱり自分の立ち位置をどこに置くかってこのことを考える際に、国際社会の中でもしくは歴史の中で、今日本が一体どこにこのうのかってこのことをですね、確認した上でやっぱり考えるってこのことが大事だと思このうです。そういう意味で国際社会からこのうなですね日本の表現自由はじめとするですね様々な人権に関する問題について勧告を受けている状態ってこのう政府のもとで働いてるメディアとしては、この少なくとも勧告の内容を踏まえた上でですね、様々な判断をして論評するってこのことが求められているんだらうと思このうです。

そういう意味でもう今回このうなことがですね勧告で言われてるかってこのことをですね、しっかり報道して日本の国民の皆さんにもですねその事実を踏まえた上で、いろいろ判断していただくってこのう材料を提供することがメディアとして大事だらうと思このうです。もう一点私とりわけ放送局の出身なので放送法に関するあの勧告には非常に重大な関心がありますけれども、ここでいわゆる放送法4条と電波法76条に基づくですね、いわゆる停波権限という停波の権限を国が持っているってこのうに主張していることに対するですね、懸念が勧告で示されているわけですけれども、実際に2016年に高市早苗総務大臣がこの発言をした際に、放送事業者の側からこれに対する反論が一言もなかったってこのう事実を踏まえればですね、人権規約委員会の懸念というものが既に現実のものになっているってこのうに言っても過言ではないかと思このうです。

今回のこの勧告は日本政府に対して向けられたものですがけれども、日本のメディアもですね、同様に国際社会の中の注視を受けているってこのうに自覚すべきだってこのうに私は思このうです。以上です。ありがとうございました。

米田：はいどうもありがとうございました。

ではご質問を受けたいと思このうです。

ご質問のある方挙手をしていただければと思います。いかがでしょうか。

青木：青木と申します。今日ありがとうございます。

海渡先生のお手元にある外務省からの出た文書っていうのは、これはそのうちホームページか何かで公表しただけか？何時ぐらいになりそうですか？

海渡：今日中に。

青木：なんかざっくりこうなんているか、目ぼしいところっているか、そういうのはまだ？

海渡：注目してたのは、今回土地規制法のことを残念ながら土地規制法という形で入らなくて、プライバシーっていうふうに一般化されてしまった部分があるんですけども、案の定やっぱりその点についてどんな法律なのかそれについてどういう問題点があるのかという、あの真正面の質問に答えてないんですよ。そのことははっきりしましたし、その外国人の関係について、

小川：私が外国人の收容問題をやってるのでそこを見たら、委員会との会話を経て何か長期收容の問題の重要性に気づいたと、従って今後はその收容を最低限にして、收容期間も最小限しますみたいなことが書いてあって本当かよっていう、これはでもこれが文章で出てきたってのはすごいなと思うので

海渡：約束したわけだから守ってもらいましょう。

小川：そうですね。今回非常に問題だと思っていてですね、本当はその会期中に全部回答するんですね。だからそれを我々も現地で聞いていやここ違うとか、こんなこともあると現地でロビイングするんですけど、それができないんですけど後日回答に回されちゃうと、それが今後これを多用されてですね、なんかその突っ込まれたくない問題は全部後日解答されたらどうしようかなと思ってたんですけど、こういう形でちゃんと出るということになると政府もその道を潰されるわけなのできちんと反論していけるんだなという意味では非常にこれ出していただいて本当に福島先生、本当にありがとうございますっていうところです。

海渡：僕は書面回答がねどんなものだったものすごく興味があったんで、それで情報公開でも我々が情報公開でも取れたかもしんないんだけど、あの今日のこの会見に間に合わないんで、連れ合いに頼んでですね、ちょっとガンガンやってもらってでも2日ぐらい出てこなかったんですよ、隠すつもりかなと思ってたんだけど、ついさっき手に入ったということで、あのこれ自身をも書面の回答になっていてですね、ここで約束したことは守らなければいけないし、委員会の質問完無視した部分がどこかってこともわかるということで非常に意義が高いものをいただきました。

福島みずほ議員ありがとうございます。

青木：すみません。もう一点だけすみません。趣旨と違うかもしれないけどダマリーさんの話さっき言ってましたけれども、ダマリーさんの記者会見私も先日出たんですけど、総括的にですね、ダマリーさんが今回来られて調査されてお話された内容について、招いた側としてですねどう受け止めているかというところを教えてくださいたいです。

海渡：ちょっとそのことに僕は答える立場ではないけれども、今回のあの勧告の中で福島原発事故のことがちゃんと取り上げられていてですね、そこがすごく重要だと思います。福島原発事故、生命の権利っていうことですね、もう一番最初に出てくるんです。22項です。

9ページここで言われていることはこの自主的強制的かの区別なくってところはダマリー報告と同じことが書いてあると思うんですけども、めくってもらって10ページのところを見るとですね、震災後、福島で甲状腺がんの診断されたあるいはそう思われる子供たちが多数いるという報告に懸念を抱いているということを言っていて、この勧告のDですね、原子力災害が被ばく者の健康に及ぼす影響について高い線量と相関している可能性を含め、引き続きその評価を続けること。

また、子どもを含む放射線被爆者全員に対し無料かつ定期的包括的な健康診断の実施を検討することということが述べられていてここは非常に画期的ですね、政府側そして東京電力側は国連科学委員会でもですね因果関係を否定しているんだってということを錦の御旗のように言うんですけども、同じ国連の関連団体であるこの規約人権委員会の場ですね、この高い線量と相関している可能性、これについて引き続き評価を続けるということは、科学委員会の勧告がですね間違ってる可能性もあるという。

だから評価が必要なんだというふうに言っていることが、あのこの文面に窺えます。こういう勧告を出していただいたということは非常に大きな意義があると思ってます。

藤田：ダマリーさんのことに関してはもう直接ダマリーさんの勧告って訪問についてってということで質問があったんです。

委員の方から、それはもう本当にやっぱり全部見ておられるので、はいそれでその質問に対して翌日に日本政府の代表がですね、本当にダマリーさんがあのとき強調したかった自主的か強制的かどうかに関わらず、そこに区別をせずにちゃんと保護していくっていか提供していくってことですね、それを政府も言いました。

私達は区別しないしこれからもしていきませんと言ったんです。

ちゃんとあの残ってますので、ぜひフォローアップしていただければいいんじゃないかなと思います。

米田：ありがとうございます。他いかがでしょうか。

オンラインからでも、もしもご質問あれば挙手いただければ、どうでしょうか。

よろしく申し上げます。

南：朝日新聞の南です。藤田さんの話の中で今回このメディアの独立のところが新たに加わったというところですね。これデービッドケイさんが日本に対して勧告をしてから5年余り経ってるわけ

ですがそれを受けても変わらない状況について、何か今回の議論の中で委員の方の苛立ちとかですね、何かそういったものがあつたのかどうかその辺を教えていただければというのが一つと、岩崎さんの発言の中でもこれ日本政府に向けられたものであると同時に、この日本のメディアに対して、やっぱり国際社会の注視が向けられているというところそれを何か示唆するような議論というのがあつたのかその2点、教えていただけますか。

海渡：もちろんそういう議論の結果これが出てきていてですね、僕は印象として感じたのはやっぱりデビッドケイがおっしゃったこと、彼らの報告書の重要性というものがですね、自由権規約委員会にもかなり共有されてるんだなってほとんど同じ視角から質問がされていて、依然としてでも政府の方の答えはですね的外れでですね、総務省は実際に電波を停止したことありませんとか言うんですよそんなことがあつたら大変なことになるわけだけでも、その可能性を示唆するような発言があつたっていうんで、ちょっとそれをその文脈でもって、その高市早苗さんの電波停波の事が議論に上ってきたということで、あの停止したことがありませんってことで委員会を黙らないでちゃんとその、そういう停波発言があつたその現に停止してないとしてもそういうことを言っているということまでちゃんとわかつた上で、この状態は良くないってことでこの勧告が出てるといふふうに思いました。

いいかな。

藤田：やはりあの、あの発言はかなり印象的だったようで、その発言とこのメディアの独立性を担保してる19条の何か正当性はどうなんだっていうような突っ込んだ質問されていたんですね、それに対してちゃんと答えてなかったと思います。答えられないと思います。

あとデビッドケイさんのことをやはりそれもダマリーさんと同じで、ああいうふうに国別報告書が出るとですねやはり条約機関もかっちりしっかり見ますので、やはり報告書をすごくやっぱり参考にされていたのはすごく感じます。

ですので、その前にUPRも2017年にあつたときにも、4カ国がこのメディアの法律については言っています。そのことも条約機関は他の触れていました。UPRっていうのはあの人権理事会が全ての国を全ての国に対して勧告するってのは4年半に1回回ってくるんですけども、あれ4回目ですよこの前。今回5回目があるんですけど、そんなときにも言われているのでそれも条約機関は触れておられました。

米田：ありがとうございました。

ご質問いかがでしょうか。

北野：朝日新聞の北野です。

メディアがですね放送法の関係もそうですけれども、規制に抵抗して記者会見したりその意見を表明していたのは数年前のことで5年前とか4年前とかですね、この勧告が出て何か新たな動きが出るかっていうとすっかり牙を抜かれておとなしくなってしまうと今出てもそれにそうだそうだとまた反応するメディアがその自戒を込めてですね、いるのかどうかという問題が今出てきているよう

な状況かもしれないなと思うときにですね、この声明勧告をですね、勧告を今からどういうふうに使っていくかというかですね、法律できてしまったとかメディアおとなしくなってしまったとかですね、騒ぎなってきたときからまたずいぶんあの状況が変わってしまっているかもしれない中で、どういうふうはこの勧告を新たな再起動というかですね、これでもう1回静まってしまってるかもしれないものをしかしここは少なくとも正すところに使えるんじゃないかというような、その辺はどのようにお考えでしょうか。

海渡：大変難しいご質問いただきましたけれども、僕は最近メディアはこの統一教会問題が起きてですね非常に活性化してると思いますね。本当にずっと我慢してきたけどもこの問題については今書けるんだということですね、必死になって書いてる一群の記者がいるなどそこにすごい希望を僕は感じますね。

だから、その一点突破かもしれないけどこれは、ある意味宗教右派とその自民党との関係というですね今、の政治の一番肝になる部分をそのなんてね、ターゲットにして、みんな一生懸命書いてるわけでそれによってそういう意味ではメディアの独立性みたいなものを回復していくきっかけになるんじゃないかなと。

もちろんそれに対してもまたすごい圧力がかかってくるんでしょうけれども、あのそういうふうになる前にとにかく書いて書いて書きまくってですね、メディアの自由の領域を拡大してもらう。そのことによってあの市民の目が見開かれますから、もうこの間の統一教会に関する方法ですね、どうして夫婦別姓が全然進まなかったのかとかですね、国内人権機関が進まなかったのかとかね、今回のこのレポートで遺憾の意を表明するとかって言われてるようなことはですねみんな統一教会がああ通せんぼして通さなくしてたことだっていうことはね、これははっきりしてる。

委員会も実はそのことねわかったんだと思いますよ。

なんで政府がいいって言うてるものが実現しないんですかみたいな質問があって結構あったと思うんですよね。それは自民党というのがちょっと変な野党なんだなっていうね、そういうその変な政党のバックに統一教会ってのがいるんだなって。

安倍さんが銃撃されて亡くなったってことも世界的に共有されているし、それが統一協会のその信者の一青年によって殺されたってことみんな知ってることなので、日本の政治を巡るその秘密が解けてきたみたいな。

そういう意味でも今回のこの勧告というのがものすごく踏み込んだものになってるってことは、委員会も一生懸命書けば、日本が変わるかもしれないというふうにして書いてくれた可能性があるし、メディアの方も本当に今が頑張り時で、僕はあのそれほど悲観してなくて私の事務所に山口弘がおるんですけれども、山口弁護士のところに通ってくる記者がですねもう、もう生き生きとした目を輝かせて明日は何をやるのかみたいなことやってるのをちょっと隣にいて小耳に挟むんですけれども、それが日本のメディア全体を代表してるものじゃないかもしれないけれども、でもそこが非常に盛り上がってることだけは間違いないんじゃないでしょうか。

北野：そうするとこの統一教会の俄かに持ち上がった問題が、今回の自由権規約委員会の議論にどのように影響したか特に国連の委員たちがこの統一教会の問題今おっしゃったような形でかなりリ

アルタイムで伝わってるということですが、これがこの NGO 共同研究共同レポートってのもこれ自由権規約委員会にその NGO がこの統一教会絡みで提出したもののなわけですよ。こういうのを読んでどんなふうな反応を示している、今おっしゃったような感じなんですかね。

海渡：海渡双葉弁護士の方から説明したつもりなんですけども、このレポートまとめたのは彼女なんです。そしてもちろんこれこれ自身は日弁連もこの課題を取り上げるまでに至ってませんでしたから、勧告自身には含まれなかったかもしれないけれども、でも委員の発言の中でですね、その政府が国内人権機関にしても、第1選択議定書にしてもあと夫婦別姓も政府案があるっていうことを言うわけですよ。だけどそれが出せてないということね。

だから政府と決まってることが国会にまで出せないような何か変な構造があるということが明確になってしまったんです。

その背景が統一教会だっていうことは別に誰かが言ったわけではないけれども、委員の皆さんからはなんとなくスキンインスピレーションでわかったんじゃないかなという、そういうふうに感じるような一幕がありました。

米田：双葉さんの方からも補足をお願いいたします。

双葉：はい、ありがとうございます。ちょっと先ほどもお話した通り、勧告自体には確かに入っていないんですね、この旧統一教会問題は、あの海渡雄一弁護士からもちょっとありましたけれども、実際には政府自体がちゃんとこういうのはやっていこうとそれこそ夫婦別姓とかが一番わかりやすい例ですけども、もう既にあの法制審として法案までできているのに、なぜか進まないという問題とかについて、なぜそうだったのかということについて自民党で LDP あのリベラルデモクラシーパーティーという観点で略して LDP なんなんですけども今回のこの審査の場ではその LDP という方が時々出てきてですね、やっぱり政府のも政府自体がやろうとしてても何らかの形で LDP として止まっていたとていうことが委員の意識の中に、はっきりとは言ってないですけどもそういった発言の中から伺い知ったということです。

海渡：今回政府を代表して今回はずっと発言されてたのは今福さんっていう国連大使の方なんですけど、見るからに善人風のように見えるしリベラルな感じの人なんです。彼が日本政府を代表してこういうふうにはやってるんですけどっていうのにそれは実現してないっていうことが何故なのか彼自身は一言も喋れないですよ。

けども、そこに何か異常な力学が働いてるなっていうことは人間なら感じ取れるっていうことを僕は言いたかったんだ。

北野：その雰囲気は委員のレポートなんかを通じて伝わってしまったという

海渡：これ自身はちゃんと NPO ブリーフィングで、あの三分間だけでもちゃんと読み上げてますからね。

藤田：そういう解釈を我々してるということです。

その北野さんの今ご質問にちょっと関係するかどうかわかんないですけど、メディアの方にお伝えしたいのは、去年ですね、入管法の改悪案が出たときに、国連からやはり書簡が出ました。あのときにメディアはすごく頑張ってくれたと思うんですよ。

そして最初は下火だったのがだんだんだんだんメディアが報じてくれるようになって世論と一緒に戦って、結局あれは取り下げられたというすごい例があったと思います。

ですから今回の人権規約でもまた8月に出た障害者の権利条約でもですね、ぜひ一緒になってですね、みんなに知らせて一緒に戦うっていうかですね、そういうふうにしていただくと、絶対市民はメディアに対してもっと目も変わるしそしてそれをする事によって、何かちょっと元気がないメディアの方も元気になってですね立ち上がっていくんじゃないかと本当に一緒になってやっていかなければならないんじゃないかと思えます。

だから政府がやってることをそのまま流すんじゃなくてこれは解釈から見て会見から見てどうなのかというふうに報道していただければいいかなと思えます。

米田：どうもありがとうございました。これでこれにて終了としたいと思います。

お時間になりましたので、皆さん関心を持っていろいろご質問ご発言いただきまして本当にどうもありがとうございました。

最後に藤田さんもおっしゃっていたようにこの国連の勧告を梃子にですね議員の皆様、メディアの皆様とも力を合わせて頑張っていたいなというふうに思っております。

どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。